

電話診療による処方せんの発行に関する運用の一部変更について

当院では、昨年より新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者さんについて、臨時的な対応として電話診療による処方せんの発行を行ってまいりましたが、以下に記載する特別な事情がある方を除き、原則電話診療の運用は中止し、従来通り対面診療のみとさせていただきます。当院では、引き続き院内感染防止に十分留意しておりますので、安心してご来院ください。

【電話診療の対応を継続する方】

当センターに慢性疾患等で定期的に受診されている患者さんのうち、主治医により電話診療が可能と判断された方で、以下の①～⑥のいずれかに該当する方を原則とする。

- ①受診予定日から遡り 2 週間以内に**感染流行地域**へ移動歴のある方
- ②受診予定日から遡り 2 週間以内に**感染流行地域**在住又は**感染流行地域**往来者との接触がある方
- ③受診予定日から遡り 2 週間以内に陽性者あるいは PCR 等の検査を受けた方との接触がある方
- ④**感染流行地域**在住の方
- ⑤原疾患に起因するものではなく、発熱（37.5℃以上）や咳、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、息苦しさ、嗅覚障害、味覚障害等、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある方
- ⑥施設等入所者で、感染防止のため施設の基準により外出が制限されている方

『電話再診による処方箋交付』とは、厚生労働省で取りまとめられた『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、慢性疾患を有する定期受診者が継続的な投薬を必要とする場合に、電話やファクシミリで対応するものです。